

— 生徒会規約 —

第1章 総則

- 第1条 (名称) 本会は、東京都立東大和南高等学校生徒会と称する。
- 第2条 (構成) 本会は、本校生徒によって構成する。
- 第3条 (目的・活動) 本会は、本校の教育目標ののっとり、会員一人一人の心身の健全な発達と調和のとれた人間形成を図ると共に、克己心の育成に努め良き校風の確立に全力で取り組むことを目的とし、その活動は全員の総意に基づくものとする。

第2章 会員の権利及び義務

- 第4条 会員は、選挙権及び被選挙権を有する。
- 第5条 会員は、本会運営の各活動に参加する権利を有する。
- 第6条 会員は、本会規約を遵守しなければならない。
- 第7条 会員は、本会の各機関の決定に従わなければならない。
- 第8条 会員は、所定の会費を負担しなければならない。

第3章 組織

- 第9条 本会は次の期間を置く。
- (1) 生徒総会 (2) 代表評議委員会 (3) 生徒会総務 (4) 各種委員会
(5) 会計監査 (6) 選挙管理委員会 (7) 部活動代表者会

第4章 生徒総会

- 第10条 生徒総会は本会の最高議決機関であり、定足数は会員の3分の2以上とする。
- 第11条 生徒総会は次の事項を行う。
- (1) 新役員の紹介 (2) 生徒会活動報告 (3) 予算、決算の承認 (4) 規約改正
(5) その他、重要事項の議決
- 第12条 生徒総会は毎年前期に1回、後期に1回の2回開催する。但し、生徒会長は次の場合、臨時総会を招集しなければならない。
- (1) 生徒会総務の3分の2以上の要求があった場合
(2) 全会員の3分の1以上の要求があった場合
(3) 代表評議委員会の過半数の要求があった場合
- 第13条 生徒総会の議長団は、代表評議委員会の議長団が兼ねる。
- 第14条 総会を開く場合、原則として3日前までに各学級において代表評議委員が議題の説明をしなければならない。

第5章 代表評議委員会

- 第15条 代表評議委員会は、生徒総会に次ぐ議決機関であり、構成、定足数、任期、議決権は次の通りである。
- (1) 本会を構成する代表評議委員は以下の通りとする。
- ① 各学級選出の代表評議委員(各1名)
② 「各種委員会」の委員長(選挙管理員会を除く。)
③ 「部活動代表者会」の代表者
- (2) 本会委員の任期は、一斉委員会において委員会が成立してから1年とする。
- (3) 本会の議決権は各委員1票とする。
- (4) 本会は原則として全ての事項を各学級に持ち帰って審議し、学級の総意に基づいて決議に臨まなければならない。
- 第16条 代表評議委員会は、2年生より議長1名、1・3年生より副議長各1名、原則として各学年書記1名の議長団を互選する。なお、議長、副議長、書記は学年会の議長、書記を兼ねる。代表評議委員会は、1・2年生より、会計監査委員を各2名互選する。
- 第17条 代表評議委員会は、生徒会活動に関する次の事項を行う。
- (1) 生徒会総務の活動計画の承認
(2) 各種委員会及び生徒会総務の予算、決算審議
(3) 会計監査は、次の事項を行い、結果を生徒会で報告する。
- ① 総務、各種委員会、部・同好会等の会計を監査する。
② 総務、各種委員会、部・同好会等の備品、消耗品を調査する。
③ その他、本生徒会会費又はこれに準ずるものより出費されるあらゆる会計、及び、それに準ずるものの監査。
- (4) その他、重要事項

- 第 18 条 代表評議委員会は、生徒会総務の指示のもとに議長が原則として毎月定期的に招集する。但し、次の場合臨時招集しなければならない。
- (1)議長団が必要と認めた場合。
 - (2)本会委員の 5 分の 1 以上の要求があった場合。
 - (3)生徒会総務から要求があった場合。

第 6 章 生徒会総務

- 第 19 条 生徒会総務は生徒総会及び代表評議委員で議決された事項と生徒会総務で企画したことを、執行する機関である。但し、緊急の場合には代表評議委員会議長団の承認で行動することができる。
- 第 20 条 生徒会総務は次の役員により構成する。
- (1)生徒会会長 1 名 (2)生徒会副会長 2 名 (3)書記 若干名 (4)会計 若干名
- 第 21 条 役員の仕事は次の通りとする。
- (1)生徒総会に提出する議案等の作成。
 - (2)予算案の作成。
 - (3)会長は、生徒会を代表し、生徒会の全ての活動に責任を負う。
 - (4)副会長は会長を補佐し、必要に応じて会長の職務を代行する。
 - (5)書記は総務会の議事を記録し、文書の保管及び報道事務を行う。
 - (6)会計は収支決算報告、会計記録の保持、その他会計事務を取り扱う。
- 第 22 条 会長、副会長、書記、会計は会員の中からの立候補者の中から選挙によって選出する。任期は 6 月から 1 年とし、選挙期日を 5 月とする。

第 7 章 各種委員会

- 第 23 条 本会は次の委員会を置く。
- (1) HR 委員会 (2)生活委員会 (3)美化委員会 (4)図書委員会 (5)放送委員会
(6)保健委員会 (7)体育委員会 (8)合唱コンクール委員会 (9)文化祭委員会 (10)ICT 委員会
- 第 24 条 委員会は次の業務を行う。
- (1) HR 委員会は HR 活動全般に関わるとともに生徒会総務とのパイプ役としての業務を行うこと。
 - (2)生活委員会は校内における全校生徒の生活面に関すること。
 - (3)美化委員会は清掃及び美化に関すること。
 - (4)図書委員会は図書に関すること。
 - (5)放送委員会は校内における放送に関すること。
 - (6)保健委員会は、校内における保健活動に関すること。
 - (7)体育委員会は、校内における体育活動に関すること。
 - (8)合唱コンクール委員会は、校内における合唱コンクールに関すること。
 - (9)文化祭委員会は文化祭に関すること。
 - (10) ICT 委員会は「情報教育」に関わる機材の利用・操作に関すること。
- 第 25 条 各委員会の構成委員、任期は次の通りとする。
- (1)構成委員は各学級より選出する。
 - (2)任期は代表評議委員と同じとする。
- 第 26 条 各種委員会は 2 年生から委員長 1 名、1・3 年生から副委員長各 1 名、各学年から書記を各 1 名を互選する。なお、委員長、副委員長、書記はそれぞれの学年会の議長、書記を兼ね、学年別活動の中心となる。また、必要に応じて会計を置くことができる。
- 第 27 条 臨時委員会は必要に応じて、代表評議委員会の承認を得て生徒会総務に設置され、任務終了後解散する。

第 8 章 部活動代表者会

- 第 28 条 部活動代表者会は各部活動部長で構成する。
- 第 29 条 部活動代表者会は委員長 1 名、副委員長 1 名、書記 2 名を互選する。委員長は議長を兼ねる。任期は原則として 7 月より 1 年とする。
- 第 30 条 部活動代表者会は、次の事項を行う。
- (1)部活動に必要な予算及び決算の検討。
 - (2)部への昇格及び廃止についての審議、推薦。
 - (3)その他の部活動に関する事項。
- 第 31 条 部活動代表者会は次の場合、議長が招集する。
- (1)議長が必要と認めた場合。
 - (2)全ての部の 10 分の 1 以上の要求があった場合。
 - (3)生徒会総務から要求があった場合。

第9章 会議

- 第32条 会議における定足数(3学期は1・2年生をもって定足数とする。)は定員数の3分の2以上とする。但し代表評議委員会においては第15条(2)の規定にする。
- 第33条 会議の議決は出席人員の過半数をもって行う。但し、重要事項に関しては3分の2以上をもって行う。
- 第34条 会議中、議長は秩序を乱したり議長の注意に従わないものには、発言の停止、または退席を命ずることができる。

第10章 会計

- 第35条 会員は次の費用を納入しなければならない。会費年額 3,500円
- 第36条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第37条 本会の予算案は生徒会総務が作成し、生徒総会の賛成を経て成立する。
- 第38条 予算は各機関の長及び会計が責任をもって運営し、生徒会総務が統括する。
- 第39条 本会の決算は生徒会総務が作成し、会計監査の監査を受けたのち総会で決算報告をし、総会の承認を必要とする。

第11章 リコール

- 第40条 下記のどれかに該当する場合、総会において全会員の3分の2以上の賛成をもって代表評議委員会、会計監査、生徒会総務の解散、及び上記委員会の各役員の前任を議決し、これにより代表評議委員会、会計監査、生徒会総務は解散し、上記委員会の各役員はその任を失う。
- (1) 全会員の3分の1以上の署名のある解散、及び解任要求が代表評議委員会に提出された場合。
- (2) 代表評議委員会において4分の3以上の解散及び解任要求があった場合。
- (3) 役員が辞意を表明した場合。

第12章 規約改正

- 第41条 本会規約の改正は、代表評議委員会における過半数の委員の要求、または全会員の5分の1以上の要求があった時生徒会総務で審議し、原案を作成して臨時生徒総会を開き、会員の3分の2以上の承認を得る。

第13章 補則

- 第42条 部および同好会規約は別に定める。
- 第43条 選挙管理委員会及び選挙規約は別に定める。
- 第44条 本会の決定事項は学校長の承認を得た後発効する。
- 第45条 本会の規約は昭和59年度から施行する。

平成11年 5月1日改正
平成12年 5月1日改正
平成21年11月4日改正
平成22年11月9日改正
令和 3年11月10日改正
令和 4年11月6日改正